

〈研究ノート〉

為替換算基準の進化と多国籍企業の経営戦略

—日本・米国・IAS各基準の比較検討の立場から—

樋口 浩 義*

要約

この研究の目的は、日本、米国、IAS（国際会計基準）の為替換算基準を、多国籍企業の経営戦略との関連から分析するものである。この研究でわたくしは、為替換算基準が多国籍企業の経営戦略（とりわけ、本社—海外子会社の財務戦略）によって、テンポラル法から決算日レート法へと進化してきたことを見出した。

キーワード 多国籍企業、在外事業体、為替リスク管理、テンポラル法、決算日レート法

目次

1. はじめに
2. 問題の所在
3. 日本・米国・IASにおける為替換算基準
 - 3.1 わが国の「外貨建取引等会計処理基準」について
 - 3.2 米国為替換算基準FAS No.52について
 - 3.3 国際会計基準第21号について
4. 3つの換算基準による為替リスクの違いについて
5. 考察
6. おわりに

1. はじめに

今日において、経済のグローバル化の進展に伴い、企業は多国籍化し、一国内で、その活動を規制することは極めて困難になっており、会計的側面にも大きな影響を及ぼしていることは言うまでもない。その中の1つである為替換算基準もその大きな問題のひとつでもある。為替換算基準は多国籍企業の経営戦略、とりわけ為替リスク管理と直結した問題といえるからである。

本論文では、グローバル化の経営形態および経営戦略と為替リスク管理の在り方について関係性について議論する。

2. 問題の所在

多国籍企業が、在外事業体（海外支店、海外子会社等）を管理する場合、その為替リスクを無視することはできない。在外事業体の資産、負債、純資産、収益、費用について本国通貨以外の通貨で測定する場合、あるいは本国通貨に対して価値が変動する場合、かつて、米国等において為替換算方法いかんによって、海外子会社の業績が大きく影響を受けていることが大きな問題となったように（樋口 1987）、大きな影響をもたらすからである。

為替換算基準の展開の問題について、とりわけIAS21号の改訂の背景の問題について検討した所説として井上説がある（井上 2009）。井上は、国際会計基準改善プロジェクトのもとに改訂されたIAS21号を分析している。その際、とりわけ、IAS21号の改訂で20年以上前、米国のFAS No.52に「機能通貨」概念が導入されたことに着目する。

井上（2009）は、IAS21号の改訂の経緯を詳細に分析しているが、会計規範の表層的な分析にとどまり、会計機能との関連性を明らかにしてはいない。すなわち、為替換算基準の展開（進化）の問題は、多国籍企業の経営戦略との関連で分析しなければならないだろう。

次に、為替換算基準の展開の問題について、例えば柴（1984）は次のようなアプローチで分析している。すなわち、柴は米国のFAS No.8からFAS No.52への移行問題について分析し、FAS No.8の「テンポラル法」については取得原価に基づく現行の会計慣行に最も合致するものと主張する。次に、FAS No.52の「機能通貨」として、在外事業体の場合は、従属型事業体では「テンポラル法」、独立型事業体では「決算日レート法」が認められた根拠として、「テンポラル法」は会計上の理論的要請であり、また「決算日レート法」は実務上の要請（情報開示主義）による時点評価の必要性により認められると指摘している。

柴説が為替換算の問題を本社—海外子会社の問題から分析している点は、注目に値するが、「テンポラル法」と「決算日レート法」の選択適用が、どのような根拠によって認められるかについては、より詳細な議論が必要ではないだろうか。

また、中島（1983）は為替換算の問題が為替リスク管理との関連から展開している点に注目し、為替相場変動のもとで、為替リスクがどのような会計上の問題をひき起こすのかを分析することが有効であると指摘する。すなわち、中島は、近年における対外投資の増大によって、連結業績管理上為替リスクが影響し為替差損益が発生すること、海外子会社が高い業績をあげていても数値に反映されない結果、その影響を取り除くために、為替リスク管理がおこなわれることを指摘する。

そして、為替リスク管理上の問題から、FAS No.8「テンポラル法」からFAS No.52の「機能通貨換算法」への移行問題が起こったと述べている。中島説によれば、為替換算基準という会計規範の問題を為替リスク管理という財務管理上から考察しようと試みたのであろう。しかし、その場合、本社—海外子会社との関連から検討すべきではないだろうか。

さらに小野説を取り上げることにする（小野 1984、1985、1998）。小野は為替換算基準の展開を経済的影響との関連から、多国籍企業の経営行動と関連させ、分析している。小野説

は、換算基準の展開の問題を設定過程における多くの理論的、実態的論議を踏まえて、広く政治的・経済的側面から経営行動との関連で分析したものであるといえよう。しかしながら、例えば、FAS No.8からFAS No.52への移行の問題を分析する場合、FAS No.8に批判的な企業の分析だけに限定されてしまい、FAS No.8に賛同する企業を排除した結果、FAS No.52においても、「テンポラル法」が従属型在外事業体に認められている点の分析が欠如しているのである。

著者は、すでに、米国の為替換算基準であるFAS No.8からFAS No.52への展開について、多国籍企業の経営戦略から分析した（樋口 1987。そして、その展開について多国籍企業の経営戦略、とりわけ親会社―海外子会社間の財務戦略（為替リスク管理）から分析し、管理会計の統括機能との関連性を明らかにした。さらに、最近の研究で、わが国の「外貨建取引等会計処理基準」の成立と2回にわたる改訂を分析し、前稿と同様な結論を得てきた¹⁾。

本論文では、日米の為替換算基準の進化の分析（樋口 1987、2010）に関する著者の2つの論文に基づき、近い将来、日米で共通の会計基準となる国際会計基準21号の分析を行い、多国籍企業の経営戦略との関係を明らかにしたい。

3. 日本・米国・IASにおける為替換算基準

3.1 わが国の「外貨建取引等会計処理基準」について²⁾

本稿では「外貨建取引等会計処理基準」（平成11年改訂）のうち、在外支店の換算と在外子会社の財務諸表の換算に着目する。すなわち、まず「在外支店の財務諸表項目の換算」については、基本的に従来の考え方を踏襲し、本店と同様の方法によることを原則とした上で特例を認めることを明確にした。

しかしながら、収益及び費用の換算に係わる特例においては、本店と同じく取引発生時の為替相場によることに代えて、期中平均相場により円換算することができることとし、貸借対照項目の換算に係わる特例においては、本店と同じく取得時の為替相場により換算することに代えて、棚卸資産及び有形固定資産等の非貨幣資産の額に重要性がない場合には、すべての貸借対照表項目について「決算時の為替相場により円換算することができる」とした（「意見書」三七）。

つぎに、「在外子会社の財務諸表の換算」に関しては、「資産及び負債については決算時の為替相場により円換算し、資本については親会社による株式の取得時の為替相場に付する等基本的に従来の換算基準を踏襲したが、損益項目の円換算については、期中平均相場によることを原則としつつ、決算時の為替相場によることも妨げないもの」とした（「意見書」三八）。

さらに、「為替換算調整勘定は資本の部に記載することとし、子会社に対する持分への投資に係わる為替相場の変動をヘッジするためのヘッジ手段から生じる為替換算差額について、そのヘッジの効果を連結財務諸表に反映させる事を可能とするため、これを連結財務諸表上、為替換算調整勘定に含めて処理する方法を採用することもできる」とした（「意見書」

三八) のである。

3.2 米國為替換算基準FAS No.52について³⁾

次に、FAS No.8 (FASB 1975) に対する多国籍企業の批判を取り入れたと言われるFAS No.52 (FASB 1981) についてみることにしよう。FAS No.52は、FAS No.8に対する批判点を考慮して、財務的な将来のキャッシュ・フローの考え方を取り入れ、この考え方を実現するために、通貨を企業内の一つの機能としてみる「機能通貨換算法」を初めて採用したところに大きな特色があるといわれる。

そこでは、財務的な将来のキャッシュ・フローの考え方からして、在外事業単位が親会社に従属している場合には、従来の会計上のインカム・フローに基づく一時的なレートを設定した「テンポラル法」によって換算し、そこから生じた換算差損益は当期損益に算入する。一方で、在外事業単位が親会社から独立している場合は、決算日という時点のレートを適用する「決算日レート法」で換算し、そこから生じた換算差損益は「換算調整勘定」として繰り延べる方法を採用した。

すなわち、FAS No.52が「機能通貨」の概念を導入することによって、在外事業を在外事業単位の2つのタイプによって識別し、そこから生じる為替換算差損益を明らかにすることで、「レート変動の予測される経済的效果との一致」に役立つ情報提供を試みている (FAS No.52, 1982, paragraphs 5-10)。2つのタイプの在外事業単位について、FAS No.52は、「多国籍企業は、多数の経済的環境で事業をおこない、かつ多様の外貨で取引をおこなう事業単位からなりたっている。すべての事業単位が、同じ形態であるとは限らない。ここでは2つに分類する」(FAS No.52, 1981, paragraphs 5-10, 39-56, 77-84) と述べ、またそれぞれに対応する機能通貨を以下のように示している。

- (1) すなわち、第1のタイプは、比較的自己充足的でかつ特定の国または特定の経済環境に組み込まれている在外事業単位である。この事業単位の日々の活動は、親会社機能通貨の支配する経済的環境には依存しない。当該事業単位は、主として外貨を稼得し外貨を費消するから、このタイプに属する事業単位にとっては、外貨(現地通貨)が機能通貨となる。
- (2) 第2のタイプは、主として親会社の事業の直接的かつ不可分の構成部分であるか、または、その延長であるような在外事業単位である。この事業単位の日々の活動は、親会社の通貨環境に依存し、主要な資産は親会社から支給されるか、さもなければ、ドルを使って、取得される。したがってこのタイプに属する事業単位の場合は、ドルが機能通貨となる。

通貨の面から見ると、在外事業単位の機能通貨と親会社の報告通貨が異なる場合には、その在外事業単位を、独立した自己充足的在外事業単位として認識し、機能通貨と報告通貨が同じであれば、親会社と不可分な在外事業体と認識することになる。それゆえ、(1)の在外事業単位には、外貨財務諸表の換算が必要となり、原則として決算日レート法が適用され

るが、(2) の場合の在外事業単位においてはテンポラル法による再測定が効果的である。

3.3 国際会計基準第21号について⁴⁾

当初の国際会計基準第21号は、親会社の営業にとって不可分の構成部分であるか否かという経済的事態によって、在外事業単位を区分する。すなわち、海外に営業活動の基盤を置くか、または営業活動を営んでいる子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーまたは支店を、その営業及び財務上の特徴によって、本社または親会社から独立して営業している「在外事業活動体」と、本社または親会社にとって、「不可分の構成部分」とに区分した (IAS21, 1993, paragraphs 23-32)。

在外事業体の「外貨財務諸表」については、その経営成績と科目間の相互関係をできるだけ保つために、すべての資産および負債を決算日レート法によって換算し、その換算差額は損益から除外し、直接株主持分に含める。すなわち、以下の処理を行う。

- (1) 資産及び負債は貨幣項目・非貨幣項目ともに決算日レート法で換算する。
 - (2) 在外事業体に対する期首正味投資額について、前期の報告に適用した為替レートと異なるレートで換算することから生じる換算差額は株主持分に含める。
 - (3) 損益計算書項目は、決算日レートまたは取引日の為替レート（または近似レート）によって換算する。損益計算書項目を決算日レート法以外の為替レートにより、貸借対照表項目を決算日レート法により換算することから生じる差額は株主持分または損益に含める。
 - (4) 在外事業体における株主持分のその他の変動から生じた差額は、株主持分に含める。
1. 在外営業活動が、「親会社の営業にとって不可分の構成部分」である場合には、その外貨建財務諸表の換算に当たり、すべての取引を親会社が記帳したのと同じ方法、すなわちテンポラル法によって行なう。

この国際会計基準第21号はその後、1993年に改訂され、2000年IOSCO総会での改善リストの項目となり、IASBへの組織改革で、改善プロジェクトとして取り上げられた。そしてその後、2003年にFAS No.52と同様な「機能通貨換算法」が導入され、2005年度より実施されてきている⁴⁾。そこでこの点についてみることにしよう (IAS21, 2003, paragraphs 9-14)。

ここでいう機能通貨とは、企業が営業活動をおこなう主たる経済環境の通貨を設定することであり、測定通貨として機能する。企業は機能通貨を決定する時、次の要因を考慮する。

- (1) 財貨や役務の販売価格に大きな影響を与える。
- (2) 競争力及び規制が、財貨と役務の販売価格を主に決定する国の通貨である。
- (3) 労務費、材料費や財貨や役務を提供するための“その他の原価”に主に影響を与える通貨である。

また、次の要因は、企業の機能通貨となる証拠を提供する。

- (4) 負債金融商品や持分金融商品の発行により財務活動資金を得る際の通貨である。
- (5) 営業活動から得られる受取金額が留保される通貨である。

次に、在外営業活動体の機能通貨を決定し、機能通貨が報告企業と同じであるか否かを判断する際には、以下の追加的な要因が検討される。

- (1) 在外営業活動体の活動が、報告企業の延長であるか、高度の自主性をもって営まれているか。延長上で営まれている例としては、在外事業活動体が報告企業から輸入した財貨のみを販売し、その受取金を報告会社に送金するだけに留まる場合がある。その場合は報告通貨が機能通貨であるとされる。
- (2) 他方、自主性をもって営んでいる例としては、営業活動体が異質的に現地通貨で、現金及びその他の貨幣性項目を蓄積し、費用を発生させ、収益を上げ、借り入れをおこなっている場合である。その場合、機能通貨は、現地通貨とされる。

4. 3つの換算基準による為替リスクの違いについて

それでは、前述の3つの換算基準の為替リスク管理上の相違点を明らかにするために、換算例をあげることにしよう。次の表は、日本法人である一企業の米国支店と子会社の財務諸表の3つの基準による換算例である⁵⁾。なお、換算に用いられた為替相場は、次のように仮定している。

- (1) カレントレート (CR) $\$ 1 = ¥90$
- (2) 期中平均レート (AR) $\$ 1 = ¥100$
- (3) 各項目の取引日レートまたは発生日レート (HR) は次の通りである。

棚卸資産	1 \$ = ¥98	期首留保利益	1 \$ = 99
固定資産	1 \$ = 130	売上原価	1 \$ = 101
長期貨幣負債	1 \$ = 128	減価償却費	1 \$ = 130
資本金	1 \$ = 135		

(論文末図表参照のこと。)

図表によれば、3つの基準の換算結果をみると、まず、日本の「外貨換算会計」では在外支店は基本的にテンポラル法により、為替リスクを「為替換算差損益」として認識するが、在外子会社では「為替換算調整勘定」として繰延べられ、当期の為替換算差損益と認識されていないことに注意せねばならない。在外支店では「為替換算差損益」を当期純損益に算入し、当期純損益が大きく変化すること（とりわけ、「外貨建長期貨幣性負債」に「決算日レート」が適用されているため）、また「在外子会社」には「為替換算調整勘定」として繰延べ、当期純損益に算入しない方法が、導入されてきていることが理解できる。

また、FAS No.52では、従属型在外事業体には「テンポラル法」が適用され、為替リスクを「為替換算差損益」として認識し、当期損益に算入し、独立型在外事業体には「決算日レート法」が適用され、「換算差損益」は「為替換算調整勘定」として繰り延べる「機能通貨換算法」が適用されることが理解できた。

さらに、IAS21号でも、米国基準の影響を受け、改訂された1993年の基準では、米国のFAS No.52と同様な「機能通貨換算法」が導入されており、従属型営業事業体には「テンポ

ラル法」が適用され、為替換算差損益は当期損益に算入され、独立型営業事業体には「決算日レート」が適用され、累積その他の包括利益として株主持分に含まれ、その期中の変化額はその他の包括利益として包括利益の算定に含まれる（株主持分に計上される為替差額を日本基準では「換算調整勘定」と呼んでいる）。

日本では在外事業体を法的形態から「在外支店」「在外子会社」として区別し、米国基準およびIASでは経済的実態から従属型在外事業体と独立型在外事業体に区別しているのが大きな特徴であるが、為替リスクを認識する方法にはそれほど大きな違いはなく、換算結果にも大きな違いはないと言える。

5. 考察

わが国の「外貨建取引等会計処理基準」では在外事業体を法的形態から「在外支店」と「在外子会社」に分け、「在外支店」には基本的には「テンポラル法」を適用していることが理解できた。また、「在外子会社」では「決算日レート法」を適用し、換算差損益を「換算調整勘定」として繰延べる（資本の部に計上）という換算法が見られる。

米国のFAS No.52では、在外事業体の性格から、本社に一体的（従属的）である場合は、機能通貨を「ドル」とみなし、「テンポラル法」を採用し、在外事業体が本社から独立している場合（独立型）は機能通貨を「現地通貨」とみなし、「決算日レート法」を採用するのである。

本論文では、さらに換算差損益を「為替換算調整勘定」として繰延べる（資本の部に計上）ことを分析し、それが多国籍企業の親会社—海外子会社の財務戦略上の要請から展開したことを論じた。国際会計基準21号は、最近の改訂によって、FAS No.52と同様な機能通貨換算法を採用する。

つまり、わが国の「外貨建取引等会計処理基準」においても法的形態により在外事業体を「在外支店」「在外子会社」と識別していたが、経済的実態からみると「在外支店」は「従属型」、「在外子会社」は「独立型」と分類できるのであり、米国基準は、もちろん「機能通貨換算法」であり、日米は今後「国際会計基準」を強制導入していくことを考えると、「機能通貨換算法」に進化せざるを得ない。これをどのように理論的に分析していくかが、ここでの重要な鍵となる。

これまで、著者は米国の「機能通貨換算法」を次のように論述してきた。すなわち、多国籍企業の親会社（本社）—子会社（在外事業体）の財務戦略においては、①持株会社方式、②海外子会社独立方式、の二つのパターンがあり、①の財務戦略を採用している多国籍企業では、G.E.のように本国中心的な資金管理を行っており⁶⁾、本社の「外貨建取引」、海外子会社の「外貨建財務諸表」の換算に「テンポラル法」を支持している。一方で②の財務戦略を採用しているITTのような多国籍企業は⁷⁾、現地通貨によって資金管理をおこなうので、「決算日レート法」を支持している。

すなわち、持株会社方式を採用している場合は、海外子会社は投資勘定として親会社の主

要な資産となっており、多国籍企業の本社はその子会社からの配当が主な収入源となっている。そこでは、その海外子会社の親会社への連結が主とした問題であるから、親会社のキャッシュ・フローとの一貫性が重要視される。他方これに対して、海外子会社独立方式の財務戦略を採用している場合、すなわち、海外子会社が現地化政策を採用し、プラント等現地生産子会社を設立している場合は、親会社への連結よりも利益を留保し、現地での再投資を目的としているので海外子会社のキャッシュ・フローが重視される。

親会社中心の持株会社方式の財務戦略を採用している企業は、海外子会社の親会社への連結を重視しているので、「テンポラル法」が親会社の資金管理に役立ち、「在外支店」や「従属型在外事業体」の換算においては「当期為替差損益」を「会計的リスク」と認識するこの方法が採用される。

海外子会社あるいは「独立型在外事業体」が海外子会社独立方式の財務戦略を採用している場合は、現地通貨との一貫性がある「決算日レート」により換算し、換算差損益を「換算調整勘定」として繰延べ「経済的リスク」として認識する方法が、「在外子会社」において採用される⁸⁾。

米国において多国籍企業の経営戦略上の要求から生まれた「機能通貨換算法」は、IASにおいても採用されつつあり、近い将来日本においても導入されるものと考えてよい。つまり、多国籍企業の財務戦略による会計機能の進化によって、為替換算基準も進化すると考えてよい。このようにして、為替換算基準という会計規範の進化は多国籍企業の経営戦略（とりわけ財務戦略）の要請による会計機能の進化（統括機能の発現）からおこってきたと結論づけられる。

6. おわりに

本論文では、近年における多国籍企業における経営戦略が為替レートの設定手法に大きな影響を与えることを示し、具体的な実務において、様々な手法をとることを明らかにしてきた。とりわけ、多国籍企業が、単なる各国法人の自律性を重視する戦略からグローバルな事業運営の進化によって、ますます機能通貨の果たす役割が重視されるようになることは間違いない。機能通貨に関する研究がさらに発展することを期待する。また、多国籍企業の経営戦略の影響が会計上に与える様々な問題についてさらに考察を深めていきたい。

注

- 1) 本稿で使用する「進化」という概念は、ヘーゲル (Hegel) の弁証法の用語で使用されている正一反一合という弁証の過程での、止揚 (アウフヘーベン) と同意義で使用している。例えば、会計学では会計基準等の設定等で、議論が行なわれ、古い基準が新しい基準に変わっていくことを「進化」と呼ぶ。最近、進化経済学会でよく使用される「進化」の概念とは異なる。
- 2) 企業会計審議会 (1999) 『外貨建取引等会計処理基準』を参照。また、『外貨建取引等会計処理基準』の進化と為替リスク管理との関連についての分析は樋口 (2010) 等を参照のこと。

- 3) Cf. IASC (1983) (1993), IASB (2003). 日本語訳については国際会計基準委員会財団 (2009) を参照のこと。
- 4) IAS21の改訂の経緯については、井上 (2009) に詳しい紹介がある。または山田 (2001)、(2002a)、(2002b) を参照。
- 5) この換算例は、宮本 (1989) にヒントを得ているが、筆者が最新のものに加工・修正してある。
- 6) G.E.社はFAS No.8公表後、「テンポラル法」について次のような理由からこれを支持していた。「われわれは、次の主要な課題について、公開草案の理由付けが公正なものであり、経済実態 (Economic Reality) と首尾一貫した基準を作成するものであることを信じている。
1. U.S.ドルは、連結財務諸表を作成するために最も適切な単位である。
 2. 為替換算調整勘定は、為替レートが変動する時の期間における活動に関する。
 3. 換算は商品の取引が関係した時点での実際の為替レートで記録されるべきである」
- ここで、経済的実態とは、アメリカの企業の株式を買う投資家は、U.S.ドルの配当を受け取り、U.S.ドルで株式を評価する目的を持っており、経営者はその目的を達成するため、主としてU.S.ドルでのキャッシュ・フローと会社の報告利益に関心があるというのである。同様の指摘は、Dupont社等がおこなっていた。詳しくは樋口 [1987] を参照。
- 7) ITT社は、FAS No.8の「テンポラル法」に批判的な意見を述べ、FAS No.52を支持していた企業のひとつである。すなわち、ITT社はFAS No.8の「テンポラル法」によると報告利益が大きく変動し、実際は損失を出していても、為替リスクによって黒字になったり、反対の場合も生じていたのというのである。そこで、ITT社は、在外事業に関しては、FAS No.8から生じる為替差損益を除外して繰延べ、海外子会社の運転資本を正確に管理するための独自の換算方法「現地通貨換算法」を使用していたのである。すなわち、海外子会社においては、本社とは別個に独自にそこにおいて配当を行ったり、投資活動を行なう必要があることから、運転資本管理上「テンポラル法」に変わって、現地子会社を基調とした「決算日レート法」を使用していたのである。同様な企業はContinental Can社、Exxon社などである。詳しくは樋口 [1987] を参照。
- 8) ここで「会計的リスク」と「経済的リスク」とは、Shapiro [1982] の次の定義によっている。「会計的リスク」とは、報告と連結のために、関係ある現地通貨による海外活動の結果を本国通貨に換算する要求から生ずるものである。「経済的リスク」とは、企業の予測されるキャッシュ・フローの純現在価値によって測定される企業価値が、為替相場が変動する場合、変動する蓋然性に基づくリスクである。(Cf.Shapiro (1982) pp.110-111.又は樋口 (1987) pp.139-143を参照)

参考文献

- Alleman,R.H. (1982). "Why ITT likes FAS No.52". Management Accounting. July1982.
- FASB (1975). Statement of Financial Accounting Standard No.8. "Accounting for the Translation of the Foreign Currency Transaction and Foreign Currency Financial Statement". October 1975 (FAS No.8).
- (1983). "Public Record-Exposure Draft on Foreign Currency Translation".
- (1981). Statement of Financial Accounting Standard No.52. "Foreign Currency Translation". December 1981 (FAS No.52).
- IASC (1983). International Accounting Standard 21. "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates (IASC, 1983)".

- IASC (1993). International Accounting Standard 21. "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates (Revised 1993)".
- IASB (2003). International Accounting Standard 21. "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates (Revised 2003)".
- Shapiro, Alan C. (1982). "Multinational Financial Management". Allyn and Bacon. 1982.
- 新井清光 (1979) 「外貨建取引に関する会計処理基準」, 『企業会計』 第31巻第9号.
- 井上定子 (2009) 「IAS21改訂の経緯と変更点」, 『流通科学大学論集』, 第22巻第1号.
- 小野武美 (1984) 「外貨換算基準の制定とその経済的影響」, 『京都大学経済論叢』, 第134巻第5、6号.
- (1985) 「外貨換算会計基準の変更と多国籍企業のロビング活動」, 『京都大学経済学論叢』, 第135巻第4号.
- (1998) 『外貨換算会計』, 新世社.
- 企業会計審議会 (1979) (1995) (1999) 『外貨建取引等会計処理基準』.
- (1999) 『外貨建取引等会計処理基準の改訂について』.
- 栗原隆 (2004) 『ヘーゲル—生きてゆく力としての弁証法』, NHK出版.
- 国際会計基準委員会財団 (2009) 『国際財務報告基準』, 中央経済社.
- 小谷融 (1995) 『外貨建取引等会計処理基準の改訂について』, 企業会計, 第47号第9号.
- 柴健次 (1984) 「外貨換算会計論理」, 吉田寛他編 『国際会計要説』 第2章.
- 白木俊彦 (1995) 『外貨会計基準の国際的調和化』, 中央経済社.
- 白鳥栄一 (1979) 『在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続』 について, 『企業会計』, 第31巻第10号.
- 白鳥庄之助 (1995) 「在外子会社の財務諸表の換算」, 『企業会計』, 第47巻第9号.
- (1999) 「外貨換算会計—50年の変遷」, 『企業会計』, 第51巻第1号.
- 中島省吾 (1983) 「為替リスクがもたらした会計上の諸問題」, 『企業会計』, 第35巻第7号.
- 中央青山監査法人 (2001) 『外貨換算会計の実務』, 東洋経済新報社.
- 樋口浩義 (1987) 「為替換算基準の展開と多国籍企業の経営戦略」, 『武蔵大学論集』, 第35巻第2、3号.
- (1990) 「標準原価計算の形成と経営戦略」, 『法経論叢』 (岩手県立盛岡短期大学 [現岩手県立大学]), 第11号.
- (1991) 「直接原価計算の形成と経営戦略」, 『法経論叢』, 第12号.
- (1992) 「会計情報システムの展開と経営戦略」, 『法経論叢』, 第13号.
- (1998) 「ABC/ABMの展開と会計機能の変化」, 『會計』, 第154巻第2号.
- (1999) 「品質原価計算の展開と会計機能の変化」, 『會計』, 第155巻第6号.
- (2001) 「ライフサイクルコストの形成と会計機能との関連性について」, 『水戸論叢』 (水戸短期大学), 第32号.
- (2003) 「原価企画の進化論」, 『水戸論叢』, 第35号.
- (2008) 「BSC (バランスト・スコアカード) の進化—会計機能との関連性から—」, 『水戸論叢』, 第40号.
- (2010) 「『外貨建取引等会計処理基準』の進化と多国籍企業の経営戦略」, 『水戸論叢』, 第41・42号合併号.
- 宮本寛爾 (1989) 『多国籍企業会計』, 中央経済社.
- 山田辰巳 (2001) 「IASB会議報告 (第4回会議)」, 『JICPAジャーナル』, No.555.
- (2002a) 「IASB会議報告 (第6回会議)」, 『JICPAジャーナル』, No.558.
- (2002b) 「IASB会議報告 (第7回会議)」, 『JICPAジャーナル』, No.560.

(本稿は、国際戦略経営研究学会第3回大会〔於：亜細亜大学〕での報告を加筆・修正したものである。)

図表 各為替換算基準による換算例

	外貨建取引等会計処理基準 (日本)				FAS No.52 (米国)				IAS21 (国際会計基準)				
	在外支店		在外子会社		従属型		独立型		従属型		独立型		
	ドル表示	換算率	円表示	換算率	円表示	換算率	円表示	換算率	円表示	換算率	円表示	換算率	円表示
貸借対照表													
短期貨幣資産	1,200	(CR) 90	108,000	(CR) 90	108,000	(CR) 90	108,000	(CR) 90	108,000	(CR) 90	108,000	(CR) 90	108,000
棚卸資産	2,500	(HR) 98	245,000	(CR) 90	225,000	(HR) 98	245,000	(CR) 90	225,000	(HR) 98	245,000	(CR) 90	225,000
固定資産	5,000	(HR) 130	650,000	(HR) 130	540,000	(HR) 130	650,000	(CR) 90	540,000	(HR) 130	650,000	(CR) 90	540,000
	8,700		1,003,000		873,000		1,003,000		873,000		1,003,000		873,000
短期貨幣負債	1,500	(CR) 90	135,000	(CR) 90	135,000	(CR) 90	135,000	(CR) 90	135,000	(CR) 90	135,000	(CR) 90	135,000
長期貨幣負債	6,000	(HR) 90	540,000	(HR) 120	540,000	(CR) 90	540,000	(CR) 90	540,000	(CR) 90	540,000	(CR) 90	540,000
資本金	700	(HR) 135	94,500	(HR) 120	94,500	(HR) 135	94,500	(HR) 135	94,500	(HR) 135	94,500	(HR) 135	94,500
留保利益	500		233,500	(CR) 90	49,700		233,500		49,700		233,500		49,700
換算調整					53,800				53,800				53,800
	8,700		1,003,000		873,000		1,003,000		873,000		1,003,000		873,000
損益計算書													
売上	1,500	(AR) 100	150,000	(AR) 100	150,000	(AR) 100	150,000	(AR) 100	150,000	(AR) 90	150,000	(AR) 100	150,000
売上原価	700	(HR) 101	70,700	(AR) 100	70,000	(AR) 100	70,000	(AR) 100	70,000	(HR) 101	70,700	(AR) 100	70,000
減価償却費	300	(HR) 130	39,000	(AR) 100	30,000	(AR) 100	30,000	(AR) 100	30,000	(HR) 130	39,000	(AR) 100	30,000
その他の費用	100	(AR) 100	10,000	(AR) 100	10,000	(AR) 100	10,000	(AR) 100	10,000	(AR) 100	10,000	(AR) 100	10,000
換算差損益			193,500				213,800				193,500		
法人税	200	(AR) 100	20,000	(AR) 100	20,000	(AR) 100	20,000	(AR) 100	20,000	(AR) 100	20,000	(AR) 100	20,000
当期純利益	200		23,800		20,000		203,800		20,000		203,800		20,000
剰余金計算書													
期首留保利益	300	(HR) 99	29,700	(HR) 99	29,700	(HR) 99	29,700	(HR) 99	29,700	(HR) 99	29,700	(HR) 99	29,700
当期純利益	200		203,800	(CR) 90	20,000		203,800		20,000		203,800		20,000
為替換算調整													
期末留保利益	500		233,500		49,700		233,500		49,700		233,500		49,700

Summary

The evolution of Foreign Currency Translation Accounting Standards and
Strategy of Multinational Corporation
— From the comparison of Japan and US, IAS standards —

Hiroyoshi Higuchi

The purpose of this study is to compare Japan and US, IAS Foreign Currency Translation Accounting Standard and the relation between its Standards and Multinational Corporate Strategy. And I analysed that Foreign Currency Translation Accounting Standard was evolved “Temporal Method” to “Current Rate Method” by Multinational Corporate Strategy (specially, head office—overseas subsidiary strategy)

Keywords Multinational Corporation, Foreign Operation,
Foreign Currency Risk Management, Temporal Method,
Current Rate Method

(2016年11月10日受領)

